

俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部))の住民について、介護保険の利用者負担や保険料の減免を行った保険者に対する財政支援を1年間継続する。

また、避難指示区域等の解除に伴い、福祉・介護サービスの提供体制を整えるため、介護施設等への就労希望者に対する就職準備金や全国の介護施設等からの応援職員に対する支援、介護施設等の運営に対する支援等を行う。

日本司法支援センター（法テラス）では、震災により、経済的・精神的に不安定な状況に陥っている被災者を支援するため、震災以降の取組を継続し、「震災 法テラスダイヤル」（フリーダイヤル）や被災地出張所における業務の適切な運用を行う等、生活再建に役立つ法制度等の情報提供及び民事法律扶助を実施する。また、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律に基づき、東日本大震災法律援助事業（東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都を除く。）に平成23年3月11日において住所等を有していた者の法的トラブルについて、その者の資力状況にかかわらず、無料で法律相談を行う法律相談援助、震災に起因する紛争に関する弁護士・司法書士の費用等の立替え等を行う代理援助・書類作成援助に係る業務）を実施する。

（4）成年後見制度の利用促進

認知症高齢者等の財産管理や契約に関し本人を支援する成年後見制度について周知する。

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を支える重要な手段であり、その利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年4月に

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）が成立し、本法律に基づき、「成年後見制度利用促進委員会」における議論を踏まえ、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定した。今後基本計画に沿って、成年被後見人等の財産管理のみならず意思決定支援・身上保護も重視した適切な支援に繋がるよう、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり等の、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進していく。

令和元年度は当該基本計画の中間年度に当たるため、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行っていく。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」を平成30年3月に閣議決定し、第196回国会に提出している。法律案が成立した場合には、適切な運用を図る。

5 研究開発・国際社会への貢献等

（1）先進技術の活用及び高齢者向け市場の活性化

公的保険外の予防・健康管理サービスの振興に向け、ヘルスケアサービスの品質評価の向上に向けた業界自主ガイドライン等の策定支援や、「地域版次世代ヘルスケア産業協議会」の

活動促進等の推進を図る。また、企業等の健康投資・健康経営を促すため、資本市場が健康経営を適切に評価するために必要な環境整備について検討するとともに、健康経営顕彰制度を通じた中小企業への健康経営の普及促進の拡大等を図っていく。健康立国に向けて、認知症、虚弱（フレイル）等の健康課題や生活環境等に起因・関連する課題に対し、「第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）」で提唱したSociety 5.0の構築を目指した、最先端科学技術の活用、実装等とおして、これらの課題の解決に向け引き続き取り組む。

具体的には、高齢者等が安全で快適に移動できるように、最先端の情報通信技術等を用いて、運転者に周辺の交通状況や信号灯火に関する情報等を提供することで注意を促し、ゆとりをもった運転ができる環境を作り出す安全運転支援システム（DSSS）・信号情報活用運転支援システム（TSPS）やETC2.0等のITS（高度道路交通システム）に関する研究開発及びサービス展開を実施する。

高齢者事故対策や移動支援等の諸課題の解決に関して、「国土交通省自動運転戦略本部」の下、高齢者事故防止を目的とした安全運転支援機能の普及啓発及び導入促進や、中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実験・実装を推進する。

他方、「高齢者等向けの無人自動運転移動サービス」の実現に必要な研究開発・実証実験を継続するとともに、平成30年4月に策定された「自動運転に係る制度整備大綱」に基づき、自動運転に係る交通ルールの在り方等について、必要な関連法規の見直しを含む制度整備を継続する。

さらに、介護事業所におけるICT化を全国的に普及促進するため、介護事業所間の情報連

携に関して、今後求められる情報の内容やセキュリティ等のあり方を検討する等、ICTの標準仕様の作成に向けた取組を実施する。

加えて、介護ロボットについては、自立支援等による高齢者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減を実現するため、現場のニーズを真に汲み取った開発等を促進するほか、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築や体験展示、試用貸出等普及に向けた取組を実施する。

(2) 研究開発等の推進と基盤整備

ア 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

高齢者の健康保持等に向けた取組を一層推進するため、ロコモティブ・シンドローム（運動器症候群）、要介護状態になる要因の一つである認知症等に着目し、それらの予防、早期診断及び治療技術等の確立に向けた研究を行う。

高齢者の主要な死因であるがんの対策は、「がん予防」、「がん医療の充実」、「がんとの共生」の3つを柱とした第3期の「がん対策推進基本計画」（平成30年3月閣議決定。以下、「基本計画」という）に基づき、がんゲノム医療の実現や希少がん、難治性がん対策の充実、がん患者の就労支援の推進等、総合的ながん対策を進めている。がん研究については、平成30年度に中間評価を行った「がん研究10か年戦略」（平成26年3月策定）に基づき、基本計画に明記されている政策課題の解決に向けた政策提言に資することを目的とした調査研究等に加えて、革新的な診断法や治療法を創出するため、低侵襲性診断技術や早期診断技術の開発、新たな免疫療法に係る研究等について、戦略的に研究開発を推進する。また、QOLの観点を含めた高齢のがん患者に適した治療法等を確立する

研究を進める。

さらに、次世代のがん医療の実用化に向けて、がんの生物学的な本態解明に迫る研究、がんゲノム情報等患者の臨床データに基づいた研究及びこれらの融合研究を推進する。

イ 医療・リハビリ・介護関連機器等に関する研究開発

高齢者等の自立や社会参加の促進及び介護者の負担の軽減を図るためには、高齢者等の特性を踏まえた福祉用具や医療機器等の研究開発を行う必要がある。

福祉や医療に対するニーズの高い研究開発を効率的に実施するためのプロジェクトの推進、短期間で開発可能な福祉用具・医療機器の民間による開発の支援等を行う。

「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」（平成5年法律第38号）に基づき、福祉用具の実用化開発を行う事業者に対する助成や、研究開発及び普及のために必要な情報の収集・分析及び提供を実施する。

さらに、開発の前段階から介護現場のニーズの伝達、試作機器について介護現場での実証（モニター調査）等を行い、福祉用具・介護ロボットの実用化を支援する。

日本が強みを持つロボット技術や診断技術等を活用して、低侵襲の治療装置や早期に疾患を発見する診断装置等、世界最先端の革新的な医療機器・システムの開発・実用化を推進する。また、関係各省や関連機関、企業、地域支援機関が連携し、開発初期段階から事業化に至るまで、切れ目なく支援する「医療機器開発支援ネットワーク」を通じて、異業種参入も念頭に、ものづくり中小企業と医療機関等との医工連携により、医療現場が抱える課題を解決する医療機器の開発・事業化を推進する。さらに、

日本で生み出された基礎研究の成果等を活用し、高齢者に特徴的な疾病等の治療や検査用の医療機器、在宅でも操作しやすい医療機器の研究開発・実用化を推進する。こうした事業を国立研究開発法人日本医療研究開発機構を通じて実施する。

ウ 情報通信の活用等に関する研究開発

高齢者等が情報通信の利便を享受できる情報バリアフリー環境の整備を図るため、引き続き、高齢者等向けの通信・放送サービスに関する技術の研究開発を行う者に対する助成等を行う。

エ 医療・介護・健康分野におけるICT利活用の推進

ICTを活用した医療・介護・健康分野のネットワーク化を一層推進するため、個人の生涯にわたる医療等のデータを時系列で管理し、本人の判断のもと多目的に活用する仕組み（PHR：Personal Health Record）におけるルール作りに資する調査事業を実施するとともに、AIを活用した保健指導システムの開発といった医療等分野における先導的なICT利活用の研究開発を実施する。

オ 高齢社会対策の総合的な推進のための調査分析

（ア）高齢社会対策総合調査・研究等

高齢社会対策総合調査として、高齢社会対策の施策分野別にテーマを設定し、高齢者の意識やその変化を把握している。令和元年度は、高齢者の経済生活に関する調査を実施するとともに、政府の方針や経済社会情勢の変化を踏まえたテーマを設定する調査研究を実施する。

また、国立研究開発法人科学技術振興機構が

実施する戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）において、少子高齢化をはじめとする人口・社会構造の変化を踏まえた持続可能な都市・地域デザインの提示や、高齢者の安全・安心な生活の実現のための地域連携モデルの開発等、研究者と関与者との協働による社会実験を含む研究開発を推進する。

カ データ等活用のための環境整備

急速な人口構造の変化等に伴う諸課題に対応するため、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に基づき、官民データの利活用を推進する。

「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」（平成30年4月27日EBPM推進委員会決定）に基づき、各府省による統計等データの提供等が円滑に行われるようEBPM推進委員会において必要な調整を行うとともに、統計等データの提供等に関するユーザーからの要望・提案募集及び受領した要望・提案への対応を引き続き実施する等、ユーザー視点に立った統計システムの再構築と利活用の促進を図る。

(3) 諸外国との知見や課題の共有

ア 日本の知見の国際社会への展開

我が国は、G7、TICAD、国連総会等の国際的な議論の場において、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）推進を積極的に主張してきた。UHCにおける基礎的な保健サービスには、母子保健、感染症対策、高齢者の地域包括ケアや介護等すべてのサービスが含まれている。今後も、開発途上国における高齢化対策や社会保障制度整備の支援、専門家の派遣、研修等の取組を通じて、日本の経験・技術・知見を活用した協力を引き続き行っていく。

アジア健康構想の進捗に伴い、新しいテーマ

や課題も顕在化したため、平成30年7月、「アジア健康構想に向けた基本方針」（平成28年7月29日健康・医療戦略推進本部決定）を改定した。これまで軸足を置いていたアジアの高齢化社会に必要な介護産業の振興、人材の育成等に加え、アジア諸国の互恵的な協力による、医療・介護を中心とした疾病の予防、健康な食事等のヘルスケアサービス、健康な生活のための街づくり等、アジアにおける裾野の広い「富士山型のヘルスケア」の実現を目指すため、アジア各国との「アジア健康構想に係る政府間覚書」の作成を通じ、事業ベースでの一層の協力に向けた環境を整備していく。今後、人口が増加するとともに、アジアとの関係がより強化されることが期待されるアフリカに関し、アフリカに適した持続可能なヘルスケアの構築に係る提案について引き続き検討する。

イ 国際社会での課題の共有及び連携強化

平成30年5月15日、タイ（バンコク）において、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）第74回総会の機会にあわせて、国連人口基金（UNFPA）と日本の共催によるサイドイベント「我々の地域の高齢化：挑戦と機会」を開催した。我が国からは高齢化に関する専門家が参加し、アジア地域における高齢化についてパネルディスカッションを行った。平成30年10月に、インド共和国保健家族福祉省との間でヘルスケアと健康分野における協力覚書が交換され、アジア健康構想と、インド政府が推進しているアユシュマン・バラット・プログラム等のヘルスケアに関する取組を通じ、日印のヘルスケアと健康分野における協力の深化を図り、民間事業の振興を引き続き進める。

引き続き、国際会議等の二国間・多国間の枠組みを通じて、高齢化に関する日本の経験や知

見及び課題を発信するとともに、高齢社会に伴う課題の解決に向けて諸外国と政策対話や取組を進めていく。

6 全ての世代の活躍推進

(1) 全ての世代の活躍推進

誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)に基づく取組を推進する。特に、働き方については、一人ひとりの意思や能力、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるよう、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)を推進する。

さらに、「少子化社会対策基本法」(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱等に基づき、子育て支援施策の一層の充実や結婚・出産の希望が実現できる環境の整備等総合的な少子化対策を推進していく。

また、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)に基づく取組を推進する。

女性も男性も全ての個人が、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点から極めて重要である。

第4次男女共同参画基本計画に定めた具体策や成果目標の実現に向け、重点的に取り組むべき事項についてとりまとめた「女性活躍加速のための重点方針2019」を策定し、あらゆる取組を着実に推進していく。

また「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号。以下、女

性活躍推進法という。)の見直しの結果を踏まえ、必要な法改正や府省令・基本方針等の改正を検討する。

公務部門については、「女性活躍推進法公務部門に関する検討会」が取りまとめた「女性活躍推進法公務部門に関する施行後3年の見直しの方向性」に基づき、より実効性の高い行動計画等が策定されるよう、説明会等を開催する。

さらに、女性活躍推進法に基づき、地方公共団体が策定する地域の女性の職業生活における活躍についての推進計画による取組について、地域女性活躍推進交付金等により支援を行う。

民間事業主に対しては、自社の女性活躍の状況把握、課題分析、行動計画策定等について、中小企業における女性活躍推進法に基づく取組を支援することを目的とした「中小企業のための女性活躍推進事業」を実施するとともに、実際に行動計画に定めた数値目標等を達成した事業主に対する「両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)」の支給や、女性の活躍推進に関する状況が優良な企業に対する「えるぼし」認定取得の勧奨等により、女性活躍推進法に基づく取組を促進した。また、企業の女性の活躍状況に関する情報や行動計画を公表できる場として提供している「女性の活躍推進企業データベース」について、学生や女性求職者の利便性を高めるため、スマートフォン対応や検索機能の充実を図った。

今後、引き続き女性活躍推進法の実行性確保を図るため、策定された行動計画に沿って適切に取組が行われるよう助言等を実施するとともに、中小企業に対して行動計画策定の支援を行っていく。併せて、より多くの企業が「えるぼし」認定に向けて取組を進めるよう周知・啓発を図っていく。

「食料・農業・農村基本計画」等を踏まえ、